

婦人関係参考資料73号

婦人に関する動き
(1965年)

労働省婦人少年局

は し が き

この資料は、1965年1月から12月までの1年間における
婦人に関係ある問題や婦人団体の活動状況等の主なものを取りま
とめたものです。

作成にあたって各行政機関・団体から多大の援助を頂いたこと
を感謝する次第です。

1966年10月

労働省婦人少年局

婦人に関する動き（1965年）

目 次

I まえがき	1
II 婦人をめぐる社会のうごき	3
1 婦人及び婦人の生活に関係ある法律	3
2 関係行政機関の動向・行事等（主なもの）	5
3 政党の婦人対策	12
4 国際連合諸機関のうごき	16
III 参議院選挙と婦人	18
IV 婦人の組織活動	19
1 概観	19
2 物価・消費生活問題をめぐる活動	20
3 母子保健・生活環境整備等をめぐる活動	23
4 公明選挙・地方自治をめぐる活動	25
5 平和問題をめぐる活動	27
6 国際交流	28
7 総会・大会等	31
附 その他のうごき	40
V 地方のうごき	41
1 婦人に関係ある行政機関のうごき	41
2 婦人の組織活動	45

I ま え が き

1965年のわが国においては、前年後半からの景気後退の影響が年末までつづき、労働市場では雇用の増勢が鈍化したほか国民生活の家計面では全体として伸びなやみの基調であつた。

しかし、就業構造の近代化や都市化の進行、長期的な消費水準の上昇傾向は依然としてみられた。

以上のような一般的背景のなかで、家庭生活の面では、出生率の低下および家族構造の単純化による家族規模の縮小、家事の合理化を含む生活様式の変化など家庭生活全般にわたる構造的な変化がつづき、一方、戦後いちじるしい伸びを続けている婦人の平均寿命は72.95才（男子67.73才）に達し、また進学率（1966年3月卒業者）も高校へは71.2%（男子73.5%）、大学へは20.6%（男子28.2%）に上昇し、同時に男女差も縮小するなど婦人の生活のパターンは全般的に変化した。

女子雇用者数は景気後退下にもかかわらず増勢を示し対前年増加率4.6%の87.3万人となり雇用者総数中の31.4%を占めるにいたつたが、とくに中高年令層や有配偶者の増加が目立つた。すなわち、女子雇用者のうち30才以上のものが42%となり、また有配偶者は女子雇用者の35%を占め、これを配偶者のある婦人で雇用者（非農林業）として働いている者の比率でみると13.7%にあたり前年より1%増となつた。

一方、農村婦人の生活については、1955年以降にみられる農村の変遷のなかで男子労働力の減少、出かせぎ農家の増加などにもなり影響が数年来注目されてきたが、1965年もひきつづき農業労働における婦人の負担の増大、農家主婦の賃労働化、出かせぎ留守家庭問題などが目立ち、農村婦人の健康問題と農村家庭の福祉問題が課題となつた。

つぎに婦人の市民活動についてみると、7月に行なわれた第7回参議院

通常選挙で男女の投票率が各回の選挙を通じもつとも接近し、1965年は婦人参政20周年にあたつたこともあつてとくに注目された。

一方、何らかの組織に参加する婦人は延べ1,300万人を数え、これは婦人有権者の40%強に当つているが、これら組織の活動状況は、日常活動のほかには物価安定問題を中心とする行政機関への働きかけをはじめ、消費生活に関する諸活動、平和をめぐる活動など広範囲におよびしかも活発な動きを示した。活動の方法も問題によつては個々の組織にとどまらず他団体との提携ですすめられた点などが注目される。

このほか、女子雇用者のうち労働組合に加入しているものは約230万人を数え組織率は30%強となつている。

最後に婦人の生活に関係の深い立法および国の施策の新しいうごきを見ると、先づ母子保健法の成立が注目される。施行は41年1月であるが、本法成立によつて従来児童福祉法の体系のなかでのみとり扱われていた母子保健行政が整備、再編成された。

また、経済企画庁に国民生活局が新設され、さらに国民生活審議会が設置(改組)されたほか、通産省に消費生活改善苦情処理制度が発足するなど、経済の発展にともなう国民生活の変ほうへの対策が緒についた。

一方、総理府に家庭生活問題審議会が設置され、近年の家庭生活の変化に対応する基本施策の方向づけが審議されることとなつた。

Ⅱ以下においては、婦人をめぐる社会のうごき、参議院選挙と婦人、婦人の組織活動および地方のうごきについて項目別にとりまとめた。

Ⅱ 婦人をめぐる社会のうごき

1 婦人及び婦人の生活に関係ある法律

○ 所得税法(昭和40年法律第33号)

従来の所得税法が全文改正されたものであるが、このうち婦人に関係の深い事項は次のとおりである。

① 配偶者控除を11万円から12万円に、扶養控除を13才以上につき5万円から6万円に、13才未満につき4万円から5万円に、控除対象配偶者がいない場合の1人につき7万円から8万円に引き上げた。

② 事業専従者たる親族についての控除の限度額を、青色申告者の場合は15万円から18万円(20才未満の専従者については、12万円から15万円)に、白色申告者の場合は9万円から12万円に引き上げた。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和40年法律第93号)

国民年金法、児童扶養手当法及び重度精神薄弱児扶養手当法の一部が改正されたもので、大要は次のとおりである。

① 老令・障害・母子および準母子の各福祉年金が一率に月額200円引き上げられた。

② 障害年金の対象となる障害の範囲に精神薄弱を加えたほか、母子年金の支給の要件となり、または加算の対象となる子の廃疾の範囲を障害年金と同様に拡大し、準母子年金および遺児年金についても同様とした。

③ 福祉年金の支給について、受給者本人の所得による制限、扶養義務者所得による制限、公的年金と福祉年金との併給がそれぞれ緩和された。

○経済企画庁設置法の一部を改正する法律(昭和40年法律第94号)

経済企画庁に国民生活局を新設し、国民生活の安定及び向上に関する総合的な施策を推進させることとし、あわせて国民生活向上対策審議会を改組して国民生活審議会としたほか、同庁の定員を改正した。

○厚生年金法の一部を改正する法律(昭和40年法律第104号)

改正の主なものとは老令年金をはじめとする各給付水準の引き上げと支給条件の改善、厚生年金基金の創設などがあるが、このうち婦人に関係の深い事項は次のとおりである。

①遺族年金の受給権者である妻については、現行の年金制限および若年停止を撤廃し、妻の年令を問わず夫死亡の翌月から遺族年金が支給されることとなつた。

また遺族年金(および障害年金)の額について6万円の最低保障を行なうこととなつた。

②女子の保険料率は現行の $\frac{30}{1,000}$ から $\frac{39}{1,000}$ に引き上げられた。

○総理府設置法の一部を改正する法律(昭和40年法律第117号)

総理府本府に家庭生活問題審議会を設置し、内閣総理大臣の諮問に応じて家庭生活問題に関する重要事項を調査審議することとした。

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号)

改正の主なものとは適用範囲の拡大、特別加入制度の創設、遺族補償等の年金化等であるが、このうち婦人に関係の深い事項は次のとおりである。

①従来一時金であつた遺族補償が原則として年金となつた。

②遺族補償をうけるべき遺族の順位は、配偶者(内縁関係にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の

死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとなつている。

この場合は妻以外の者については一定の不具廃疾の状態にあるか、

又は18才未満もしくは60才以上であることが要件とされている。

○母子保健法(昭和40年法律第141号)

本法は、従来児童福祉法の体系の中でのみ取り扱われていた母子保健を母性をも対象とする広範のものとして単独立法化したものである。

本法の目的は「母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与すること」(同法第一条)である。母子保健の向上に関する具体的措置としては、妊娠、出産又は育児に関する保健指導、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査及び栄養の摂取に関する援助、新生児、妊産婦、未熟児の訪問指導、母子健康手帳の交付等、また母子保健施設としての母子健康センターの設置などが規定されている。

なお、母子保健法の関連事業という形で予算補助事業として、40年度から母子栄養の改善を目的に低所得階層の妊産婦、乳幼児に対し無償でミルクの支給が行なわれることとなつた。

2. 関係行政機関のうごき・行事等(主なもの)

関係行政機関のうごき・行事等について全国的なものおよび新規事業を中心に主なものをとりまとめ、あわせて各行政機関の審議会のうごきのうち主なものを加えたものである。

○売春をなくす運動

総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁ならびに全国社会福祉協議会、売春対策国民協議会等の主唱による売春をなくす運動

が、5月24日の売春防止法制定記念日を中心に全国的に実施された。本年の運動の重点として①売春は社会悪であり、すべての人々がこれを防止するよう努力しなければならないことを強調する ②婦女の転落防止と保護更生活動を推進する ③売春助長行為の取締りを更に強化する ④地域社会の環境浄化に関する啓蒙活動を推進する の4点がとりあげられた。

〔総理府〕

○売春対策審議会のうごき

売春対策審議会は、近年、早期顕症梅毒を中心とする性病が全国的に急激にまん延化している実情にかんがみ、売春防止対策の一環として、性病予防法の一部改正について性病特別委員会を設け審議を続けてきたが、11月29日総会を開催し「性病予防対策に関する意見書」を総理大臣ならびに厚生大臣あて提出した。その内容は性病患者の届出制度の簡素化、接触者調査の徹底、婚姻、妊娠時の健康診断の義務化とその全額公費負担などである。

○家庭生活問題審議会の発足

9月7日標記審議会委員20名、専門委員6名が決定し会長に磯村英一氏（都立大教授）副会長に氏家寿子氏（日本女子大教授）が選ばれた。なお、10月開催の総会で佐藤首相から「現在のわが国における社会生活において家庭の果たすべき役わりと、これにともなう家庭生活の諸問題に関し行政施策のとるべき基本的方向」についての諮問が行なわれた。

○婦人問題連絡会議の設置

婦人関係行政機関相互間の緊密な連絡をはかることを目的に標記連絡会議が設置され法務、文部、厚生、農林、労働各省による所管事項

の情報交換などが行なわれた。

〔厚生省〕

○母子栄養の改善対策

母子保健法の関連事業として、40年から新しく生活保護世帯と非課税世帯の妊産婦、乳幼児に一定の期間毎日牛乳一本が支給されるととなつた。

○第10回家族計画普及全国大会

厚生省、福岡県、日本家族計画連盟等の主催による標記大会が11月5、6日の両日福岡市で開催され母子保健、家族計画、婚前教育などについての講演や討議が行なわれた。

○全国母子福祉大会（母子福祉法制定1周年・全未協創立15周年記念）

厚生省、全国未亡人団体協議会、全国社会福祉協議会の主催による標記大会が11月10日東京で開催された。感謝状贈呈、母子家庭の子女の体験発表、母子福祉行政説明、地区別母子福祉会議報告などが行なわれたあと、母子福祉法の拡充、中高年令婦人の就労対策確立など5項目の決議や宣言などが行なわれた。

〔農林省〕

○農業者健康管理特別事業

40年から新しく標記事業が2カ年計画で着手された。本事業は特定地域を限定、専門家の協力による健康生活実態調査を行ない、健康管理のための生活設計書を作成、農夫（婦）症対策の一つとするものである。

○第13回農山漁家生活改善実績発表大会

農林省主催の標記大会が、3月10日から13日まで開催された。各地の生活改善実行グループ員による生活改善についての実績発表を中心に第1日は労働の適正化、効率化・家計の計画化・住まい方、家族関係の近代化をテーマに研究分科会、第2日は生活技術判定競技等、第3日は「農家生活の近代化を更に進めるには」を課題とする協議分科会等が行なわれた。

○生鮮食料品の流通に関するモニターの調査結果発表

農林省委嘱の東京、大阪など計1,400人のモニター（主として主婦）によつて39年1-1月に調査したもので、調査の主眼は消費者の買いものの仕方と、商品に対する注文におかれたが、調査結果のうち日常の買いものの仕方をみると、支出額の予定をたてる者が80%、また1日あたりの副食費の平均は、約7割の家庭で300円から700円までとなつてゐる。

【通産省】

○消費生活改善苦情処理制度の発足

10月から標記制度が発足した。この制度で消費者からの苦情を受け付ける窓口は①消費生活モニター（全国300人）②各通産局商工課③通産省企業局消費経済課の三種となつており、苦情は受け付けてから1ヵ月以内に処理、回答されるほか、回答の結果に不満な場合は再苦情も受け付ける。

○消費物資計量モニターの報告結果発表

通産省が委嘱した全国16都道府県の主婦175名の計量モニターによる報告をとりまとめたもので、これによると量目のばらつき・風袋ごみ商品の中身の重量の不明確などが報告されており、また行政当局の業者に対する正しいはかり方の指導を要望する意見などがのべら

れている。

【経済企画庁】

○国民生活局の新設

6月に国民生活局が新設された。同局は国民生活課、消費者行政課、物価政策課の3課で構成され、国民生活の安定向上を政策の基本的柱として、国民生活のビジョン造り、消費者保護、生活環境整備、その他日常生活の改善に関する事務、物価安定のための対策の推進等を行なうものである。

【文部省】

○全国婦人教育研究集会

文部省主催による標記集会在2月3日から5日まで東京で開催された。参加者は各都道府県・市町村教育委員会の婦人教育事務担当者で、「国、都道府県、市町村における婦人教育振興方策の評価と今後の課題」を主題とする研究協議、「すすみゆく社会における婦人の学習内容はどうか」を主題とする研究（部会）などが行なわれた。

○全国家庭教育研究集会

文部省主催による標記集会在3月4日5日の両日東京で開催された。参加者は各都道府県・指定都市教育委員会家庭教育事務担当者で、「都道府県における家庭教育振興計画について」の事例発表および協議、「家庭教育学級の学習計画について」の研究協議などが行なわれた。

○全国婦人団体幹部研究集会

文部省主催による標記集会在8月26日から28日まで東京で開催

された。集会の趣旨は「都道府県段階の婦人団体について運営の基本問題と活動方策の研究を行ない婦人団体の健全育成をはかる」もので各都道府県段階・指定都市の市段階の婦人団体の幹部および事務局長が参加し研究部会では、幹部部会 — 学習活動・社会活動について事務局部会—婦人団体国庫補助事業についての研究が行なわれた。

○婦人教育国外研究活動

文部省は、35年以来婦人団体幹部等を海外視察に派遣しているが40年は14名がヨーロッパ班3班、アメリカ班1班に分かれ9月28日から約1カ月の視察旅行を行なった。

〔労働省〕

○農村婦人対策

労働大臣の委嘱による婦人少年室協助力員が新たに1,000名増員された。これら協助力員は農村地区担当婦人少年室協助力員として農村婦人の当面する諸問題について個々の相談に応ずるとともに情報収集などの業務を行なうこととなつた。

また、各婦人少年室主催の農村婦人問題連絡会議（参加範囲は農村地区担当婦人少年室協助力員ならびに都道府県職業安定・農政主管課など）が開催され、農村婦人の過労の実情と対策・出かせぎ留守農家の実情と対策が協議された。

○第17回婦人週間

労働省主催の第17回婦人週間が4月10日から16日まで全国的に実施された。○今年度のテーマは「わたくしたちの文化 — その現状とあすへの課題」で、○日本の文化の現状について婦人が検討する
○婦人がそれぞれの立場で文化の向上に貢献する の重点目標 があげられた。

週間中の中央行事である第13回全国婦人会議はNHKとの共催により「私たちの生活と文化」を主題に13日から4日間東京で開催された。なお、本週間来賓として1963年度ノーベル物理学賞受賞者のカリフォルニア大学教授マリア・ゲバート・メイヤー博士が労働大臣の招待で来日、本週間の諸行事に参加した。また、各県でも婦人少年室主催の地方婦人会議をはじめ、多彩な行事が行なわれた。

○第13回働く婦人の福祉運動

労働省婦人少年局主催の第13回働く婦人の福祉運動が「婦人の能力を職場にいかす機会をひろげよう」の目標で9月15日から24日まで実施された。中央では日本労働協会等の主催で婦人職場指導者セミナーが開催されたほか各県で婦人少年室主催の婦人の職場指導者一日研修会など各種の行事が行なわれた。

○労働者家族福祉運動

労働省婦人少年局主催の労働者家族福祉運動が労働者家族問題の重要性について認識を深め、その福祉増進のために必要な活動が積極的に行なわれるよう促すことなどを重点に10月15日から10日間実施された。なお本運動にそつて37年から5カ年計画で実施している勤労者家庭消費生活向上運動は4年目にあたり「家庭の情緒的安定のために、消費生活をととのえる」をテーマに実施された。

○臨時家内労働調査会のうごき

臨時家内労働調査会（労相の委嘱により34年発足）は12月22日「わが国家内労働の現状に関する報告」と、あわせて家内労働に関する審議機関の設置など今後の家内労働対策の方向についての見解をまとめ労相に提出した。なお、この報告によると家内労働者は全国で約8.4万人でこのうち主婦・老人などの家計補助を目的とした内

職者は67万人となっており、このうち男女別では女子が9割強を占めている。

3. 政党の婦人対策

(1) 自由民主党

同党では39年12月「婦人憲章」草案を発表し、40年5月開催の「婦人憲章草案発表・婦人参政20周年記念全国大会」で採択された。本草案は41年1月開催予定の党大会に提出されることとなっている。

上記以外の同党の婦人対策は、「わが党の基本方針」によれば次のとおりである。

イ組織活動

都道府県連の郡市区町村単位の婦人部組織の拡大強化、婦人指導者の養成

ロ一般婦人対策

地域の各種婦人団体との積極的な結びつきをすすめる 自由で平和な民主主義勢力に対する理解と積極的参加を求める活動 全国婦人団体幹部と常時懇談の場をつくる 各種の婦人団体、および指導者を対象として研究会、協議会を開催するなど

ハ農山漁村、中小企業、団地婦人対策

「農山漁家婦人会議」の開催、キッチンカーの巡回活動、農山漁村生活近代化のための相談活動、地域の中小企業との懇談会をもち「住みよい町づくり」などの協同活動を行なう。団地婦人の生活向上、文化、福祉に関する活動に協力するなど

ニ婦人による国際的文化交流活動の推進

ホ婦人の教育活動

政治知識の啓発、国際情勢の理解を深めるための集会、PRなど

ヘ母の手による社会教育活動

青少年の非行化、犯罪の激増を防止するため道德教育の強化、社会環境の浄化をはかり、母の愛情ある家庭教育を推進し、これを是正補足する運動をおこなう。

ト研修活動の強化

(2) 日本社会党

同党中央本部婦人局「1965年度活動方針」によれば同党の婦人対策は次のとおりである。

「婦人運動当面の課題」として

イ憲法改悪を阻止し完全実施をかちとる

ロ生活と権利をまもる

ハ子供をまもる

ニ平和をまもる

ホ衆・参選挙にかちぬき三分の一のカベを打破する

の五点をあげ、さらに「具体的な目標とたたかい」として

イ生活をまもるたたかい

ロ子供を守るたたかい

ハ憲法を守り、平和を守るたたかい

の三点をあげているが、このなかで「母子総合保健法」(仮称)制定のための活動として本法案を国会に提出し、また現行法律の一部改正等による適用が行なわれても、本法案の内容が実質的に完全に実現されるまで運動をすすめるとしている。また「具体的な活動」のなかで労働婦人の権利を守るために次の統一要求をかけた実現をかちとるとしている。

イ大巾賃上げ、男女同一労働同一賃金、最低賃金制の確立

ロ合理化反対、時間短縮、労働災害及び職業病をなくす母性保護の諸権利確立

ハ保育所設置、社会保障の充実

ニILO100号批准

ホ中小零細企業、内職婦人の組織化、家内労働法の制定

(3) 民主社会党

「昭和40年度運動方針」によれば同党の婦人対策は次のとおりである。

イ国民運動への積極的参加

物価抑制、消費者保護等の生活をまもるたたかい、護憲、核禁のたたかいに婦人が積極的に参加しうよう、党側の受入れ態勢を整備すると同時に、地域と職場の婦人をすすんで組織していく。

ロ婦人運動並びに婦人政策の研究

婦人解放への道すじを総合的に検討し、かつ婦人大衆の求めている課題を研究し、実践活動に役立てることとし、中央に女性問題研究会を設け、党員の理論向上に役立たせる。

ハ日本婦人教室の会の育成

外郭団体として組織されている日婦教室に対しては、従来どおり援助を行なうが、本年は単位教室結成を促進する。

ニ労組婦人役員の入党促進

日常、労組婦人との接触をはかり、選挙闘争をとおして婦人活動家を発掘し入党をすすめる。特に同盟結成を契機に労組婦人役員の入党を促進する。

ホ婦人対策機構の確立

(4) 日本共産党

「第9回大会にたいする中央委員会の報告」によれば同党の婦人対策は次のとおりである。

各分野の大衆闘争の課題〔婦人〕のなかで、新日本婦人の会の組織の拡大強化、未組織婦人労働者、農村婦人の組織化にとりくむと

もに、母親大会などを通して婦人戦線の統一と発展に努力するとし、「わが党の当面の要求」として具体的な課題を次のとおりあげている。

イ性と年令による一切の差別待遇に反対し同一労働同一賃金の実施

・働く婦人の権利の保障・母性保護の実施

ロ婦人の地位の向上をさまたげている、半封建的なものの一掃

ハ働く母親の為に、学童保育・乳幼児保育の為に施設の増加と内容の充実・母子世帯の生活保障など

ニ貧困・失業・災害・病気・事故・出かせぎなどによる家庭の破壊に反対し、その法的保護を要求する

ホ婦人組織にたいする政府、資本家の圧迫、干渉の排除

(注 日本共産党大会は2年毎に開催され40年は開催年でなかつたので本対策は39年大会によつた。)

(5) 公明党

同党の政策「大衆福祉をめざして」によれば同党の婦人対策は次のとおりである。

イ母子福祉対策

母子福祉年金の拡充および増額・所得税の寡婦控除額の引き上げ、住民税の全額免除・保育所を増設するとともに働く母のための総合母子センターとする・母子福祉年金の貸付制度の大巾拡大・母子家庭の生活確立のための職業補導、事業相談、身元保証、低家賃住宅の増加と、母子寮の改善

ロ母子保健

妊産婦の保護と指導、母子健康センターの設置

ハ婦人労働者対策

男女同一労働同一賃金制の確立・未亡人などの中高年令婦人に対する公的機関による内職あつせんと補導、内職技術の開発等およ

びこれらの婦人の働く分野拡大にともない職業補導と指導紹介を行なう

＝家内労働法の制定

4. 国際連合諸機関のうごき

○国連婦人の地位委員会第18回会議

国連婦人の地位委員会の第18回会議が3月1日から20日までイラン国テヘランにおいて開催された。議事日程にのぼった議題は、婦人の政治的権利・婦人に対する差別撤廃宣言草案・婦人の地位向上のための国連援助・人権分野における助言的事業・私法上の地位・婦人の経済的権利および機会・婦人の教育の機会など17項目であつた。(会議録は「国連婦人の地位委員会第18回会議報告書」—婦人関係国際資料66—として刊行されている)なお、わが国は会議開催時に委員国でなかつたので正式に委員を送ることはしなかつたが、政府オブザーヴァーとして高橋展子労働省婦人課長、外務省国連局黒河内久美事務官が出席した。

○「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」の採択(ILO第49回総会)

6月22日、スイス国ジュネーヴで開催中のILO第49回総会において「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」が採択された。

勧告の条文は1. 一般原則 2. 世論の啓発 3. 子供の保護のための社会サービス及び施設 4. 就職及び再就職 5. 雑則 からなっており、一般原則では第一に家庭責任をもつ婦人が差別待遇を受けることなく労働する権利がまもられるよう、第二に家庭と労働とに対する各種の責任を調和的に果たすことができるよう政府は関係機関及び労使団体と協力してその対策に努力すべきであるとされている。な

お、本議題に関し、わが国からは大羽綾子労働省婦人労働課長が政府代表顧問として出席した。

○国連「婦人の公的生活への参加に関するセミナー」

国連主催の婦人の公的生活への参加に関するセミナーが8月3日から17日までモンゴル人民共和国ウランバートルにおいて開催された。このセミナーは、国連の「人権分野における助言的事業計画」の一環として事務総長の主催の下に毎年開かれているものであるが、今回は婦人の公的生活への参加に影響を及ぼす要因や、参加を増大するために国や地方公共団体をはじめ、婦人団体、労働組合、国際諸機関のとるべき措置・活動などについて討議が行なわれた。なお、わが国から労働省婦人少年局木下雪江庶務課長補佐が出席した。

Ⅲ 参議院選挙と婦人

第7回参議院通常選挙が7月4日に行なわれた。

今回改選されたのは全国区52名、地方区75名の計127名であるが、このうち婦人は全国区で7名、地方区で2名の計9名が当選し今回改選期であつた婦人議員数と同数の議席を占め、非改選の8名とあわせ参議院の婦人議員は17名となつた。なお、衆議院の7名とあわせ婦人国会議員の総数は前年と同数の24名となつた。

また、婦人の投票率は全国区・地方区とも66.1%（前回是全国区・地方区とも66.5%）で前回より若干低下したが、男子との投票率の差は1.8%（前回3.5%）で各回の選挙を通じ男女差がもつとも縮小した。さらに地方的ではあるが東京・神奈川・大阪では婦人の投票率が男子を上回つた。国会議員の選挙で婦人の方が高かつたのはこれがはじめてである。

Ⅳ 婦人の組織活動

1. 概 観

40年における婦人団体の組織状況は、地域・職域などによつて組織されている団体ならびに特定の目的のもとに組織されている団体ともに目立つた消長は見られなかつた。（主な全国組織婦人団体の概況は「1964年（昭和39年）の婦人に関する動き — 婦人関係参考資料71号 —」に収録）

組織活動についてみると、前年にひきつづき広範な活動を活発に展開したが、注目される活動としては、消費者物価の値上がりに対し物価安定策を政府に望むための集会、陳情、決議などが年間を通して行なわれ、なかでも消費者米価、公共料金の値上げ反対の動きが目立つた。一方、身近な商品の検査や消費者教育活動も行なわれた。

保健衛生・生活環境整備などもかねてから婦人団体が関心を示しているものであるが、8月成立の「母子保健法」制定をめぐつて39年来各種婦人団体等が促進連合に参加して活動をつづけてきたことが注目される。このほか、国土を美しくする運動、都市公園整備、下水道促進問題にも各婦人団体が参画した。

40年は、婦人参政20周年、参議院第7回通常選挙にともない一般に選挙への関心が高まつた年であるが、各組織の婦人参政20周年にちなんだ諸行事がみられた。また、東京では都議会が全国の都道府県議会で戦後初めての解散となつたことにともなう都議会刷新への要望を通し、婦人の地方自治への関心が一般に高まつたが、組織的な動きとしては30の婦人団体が「都政をよくする婦人団体連絡会」を組織したほか、婦人団体が他の団体と提携して「都政をよくする都民会議」に参加するなど都政刷新の運動を行なつたことが注目される。

平和の問題も多く婦人団体がとり上げたが、なかでもベトナム問題

をめぐつての諸活動が注目される。

前述のような活動のほかに、各婦人団体では研究会、講演会、大会および定期総会などを開催する一方、社会福祉、婦人の地位向上のための関係官公庁主催の行事にも協力した。

以下、項目別に主な動きをたどつてみよう。

2. 物価・消費生活問題をめぐる活動

○第7回新生活と貯蓄全国婦人のつどいが東京の教育会館で開催された。主催団体は新生活運動協会、貯蓄増強中央委員会、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国農協婦人組織協議会、全国漁協婦人部連絡協議会、全国未亡人団体協議会で△働く母と家庭△消費者運動をすすめるために△生産者と消費者△老後の生活設計△社会慣習をみつめる、のテーマで10分科会に分かれて研究討議が行なわれ、講演「良識について」(慶大教授池田潔氏)があつた。第2日は全体討議で分科会報告、質疑応答が行なわれた。(1月25・26日)

○第7回全国消費者セミナーが主婦連合会の主催により東京・主婦会館ホールで開催された。「あくどい広告や誇大なコマーシャル攻勢に主婦はどう立ち向かつたらよいか」をテーマに各地から集めた「インチキ広告」の実例を報告し検討を行なつた。なお助言者として厚生省、公正取引委員会、全日本広告協議会の代表が出席した。(1月27日)

○「くらしの工夫」第8回全国消費者セミナーが主婦連合会の主催で東京・主婦会館ホールで開催された。第1日は消費者問題についての情勢報告、講演「薬の見方・考え方」(千葉大教授宮木高明氏)、討論会「くらしの工夫」(講師=文化女子大教授上田柳子、電気器具評論家山田正吾の2氏)。第2日は「広告について」の研究報告会と、各政党に出した物価安定に対する公開質問状の回答を中心に、自民党野田卯一氏、社会党木村禧八郎氏をかこんで与野党の物価政策をきき、

要望を行なつた。(4月1・2日)

○消費科学連合会では「繊維製品の品質表示の実態調査研究発表会」を開催し、通産省・日本毛織工業会・日本毛織物卸商業組合・各百貨店の代表者などを招き、消費者側としての苦情や要望を行なつた。

(4月7日)

○物価値上反対、生活を守る全国消費者大会が全国消費者団体連絡会・高物価重税反対中央実行委員会・物価値上反対中央共闘会議のよびかけで新日本婦人の会・母親連絡会・主婦連合会等も参加し東京・日比谷野外音楽堂で開催された。「すべての勢力を結集して、値上げ政治のみなもとにせまつてたたかおう」という大会決議と宣言を採択。関係各省、東京都庁に対し陳情、請願を行なつた。(4月15日)

○主婦連合会は2月から7月にかけてエアゾール製品の4割を占めるヘアスプレーの調査を行なつていたが、その結果「引火などの危険度の高いものがある」と東京・四谷の主婦会館で開かれた全体会で発表した。この会には通産、厚生両省と消防関係官庁の係官も招き、きびしい取締りを要望した。(7月28日)

○「物価問題をみんなで考えよう」という中小業者と婦人の集会在東京・駿河台の雑誌会館で開催された。主催は日本婦人団体連合会、全国商工団体連合会で、婦人民主クラブ、新日本婦人の会、生協婦人部などの代表約60人が集まつて、公共料金値上げ、不況と物価等について意見を出しあい、値上げ反対を広く呼びかける運動を決めた。(9月3日)

○主婦連合会主催の第17回夏の主婦大学が東京で開かれた。第一日は長谷部忠氏の講演に続いて都議会の社会・自民・公明3党の幹事長より、水道料金・国民健康保険料の値上げ、住宅建設、老人福祉の充実

等について説明を聞いた。第2、3日は早川元二、美濃部亮吉、五米長利氏等の講演が行われた。(9月13、15、17日)

○主婦連合会では、生活問題を見放した政治になることのないよう物価値上げ反対の多角的な要望運動を展開した。その主なものは、

△朝日、読売、毎日の各新聞社を訪れ、10月からの新聞購読料値上げに抗議したほか、公正取引委員会に対しこの値上げは独禁法違反ではないかと抗議した。(10月7日)

△経済企画庁長官に対し減税、消費者米価・国鉄運賃の値上反対などについて要望した。(10月11日)

などである。

○日本婦人団体連合会、新日本婦人の会、草の実会、婦人民主クラブ等の代表7名は中性洗剤に関する要望書を厚生省に提出した。この内容は△分解しない中性洗剤の製造、発売を禁止させること△洗剤の品質を正確に表示させ、管理、監督すること△飲料水の中のABSの許容量をきめると、というものである。(11月10日)

○消費者大会実行委員会(全国消費者団体連絡会—主婦連合会、婦人民主クラブ、総評等7団体—高物価重税反対中央実行委員会、社会党国民生活局等で組織)主催の第3回全国消費者大会が東京で開催された。第1日は全国活動者討論会、第2日は消費者総決起大会を開き、各地方の物価値上反対運動や生活実態調査の発表などを行ない、決議・宣言を採択したほか、代表団が11の官庁に値上げ反対の抗議や陳情を行なった。(11月12、13日)

○米価及び公共料金の値上げをめぐる婦人組織の諸活動のうち主なものは次のとおりである。

△全国消費者団体連絡会(主婦連合会、婦人民主クラブ、総評等7団

体で組織)の代表は政府が消費者米価値上げの方針を決めたことに対し、物価値上がりで苦しんでいる家計の実態からして消費者米価は据置くべきであると申し入れを行なった。(11月7日)

△主婦連合会本部は食糧庁を訪れ、消費者米価値上げ等に抗議する要望書を提出した。(11月12日)

△国民生活を守る中央実行委員会(総評主婦の会、日本婦人会議、婦人民主クラブ、生協婦人部等で組織)は米価審議会場を訪れ、農相・米審会長に対し消費者米価値上げ等について抗議した。(11月16日)

△日本婦人有権者同盟は経済企画庁長官に対し、米価・国鉄運賃等の値上げ反対と消費者保護の具体策についての要望書を提出した。

(11月24日)

△国民生活を守る大集会中央実行委員会(総評、日本婦人会議、婦人民主クラブ等で組織)主催の物価値上げ反対全国大会が東京で開かれ、「消費者米価・公共料金等に対する政府の値上げ政策に抗議する」という内容の大会決議を行なったのち国会まで請願デモをし、代表団が関係官庁に抗議陳情を行なった。(12月1日)

△全国地域婦人団体連絡協議会は経済企画庁に対し公共料金の値上げ反対等の要望書を提出するとともに、地方代表が各地の物価値上がりの実情を訴えた。(12月7日)

3. 母子保健・生活環境整備等をめぐる活動

○母子保健法は8月に成立したが、本法成立に先立ち39年結成された母性保健基本法促進連合会(主婦連合会、全国農協婦人組織協議会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本看護協会、日本家族計画連盟、日本家族計画協会、家庭生活研究会、国民健康保険中央会、全国母子健康センター連合会、東京都家族計画協会、日本助産婦協会、日本母性

保護医協会、母子衛生研究会)では母性保健基本法案要綱をまとめ各方面に基本法制定を働きかけるとともに、厚生省、自民党社会保障調査会にこの法案にそつた内容のものを制定するよう要望した。また参加各団体は署名運動と国会議員に対しバカチ陳情を行なつた。

○日本基督教婦人矯風会はトルコ風呂・ヌードスタジオなどを風俗営業に指定して警察の厳重な取締りを行なうことや、深夜興行映画の営業時間規制などをのぞむ要望書を首相・厚相・警察庁長官等へ提出した。(11月15日)

○第5回下水道促進全国大会が日本水道協会の主催、厚生省・建設省の後援、全国地域婦人団体連絡協議会・日本婦人有権者同盟・主婦連合会等の協賛により東京で開かれた。第1日は「下水道及び終末処理場の概況ならびに5カ年計画の概要とその実施について」と題する建設省都市局長・厚生省環境衛生局長の講演、代表者の意見発表、下水道促進の決議等が行なわれた。

第2日は都終末処理場の見学、代表者による国会・官庁・政党に対する陳情が行なわれた。(9月1、2日)

○主婦連合会は瀬戸山建設相に対し住宅対策について△新築の家に対する免税幅の考慮△公営と民間の家賃の格差解消△公営住宅の間数増△建設労働者の賃金の適正な算定など6項目を要望した。(10月11日)

○第1回都市公園整備促進全国婦人大会が東京で開かれた。主催は日本公園緑地協会、日本婦人有権者同盟、主婦連合会、全国友の会等の婦人団体と全国主要都市の婦人代表約300名が参加し、講演と討議が行なわれたあと、都市公園の整備に関する長期計画を早急に確立することなど4項目の決議を行なつた。(10月16日)

○消費科学連合会は都内の民間アパートの居住者を対象に住宅実態調査を行ない、その結果にもとづき△東京の民間アパートの実態は極めて悪いので、政府は積極的に住宅対策を立ててほしい、という内容の要望書を首相及び建設相に対し提出した。(12月10日)

4. 公明選挙・地方自治をめぐる活動

○選挙法改正運動協議会(日本婦人有権者同盟、全国地域婦人団体連絡協議会、日本青年団協議会等で組織)は2月3日公職選挙法改正について△立候補はすべて推薦制とする△高級公務員に対しては退職後2カ年間立候補を禁止すること等6項目を第3次選挙制度審議会に対し要望したほか、総理大臣官邸、自治省、警察庁などを訪れ△参議院議員選挙の事前運動の徹底取締りについて要望を行なつた。(2月12日)

○日本婦人有権者同盟、日本基督教婦人矯風会、全国地域婦人団体連絡協議会等6婦人団体主催の第8回婦人会議が「許せない腐敗選挙、東正は婦人有権者の手で」というスローガンのもとに東京で開かれた。△なぜ選挙は腐敗するのか△どうしたら腐敗をなくすることができるか△参議院の現状はこのままでよいのか、を主題にシンポジウムが行なわれたほか、申し合わせ事項として△参議院選挙に際し、選挙違反を監視し摘発する、立候補者・政党に対して選挙法の厳守を要請する△二院制の存在理由を再検討する△婦人参政権の意義を認識し、婦人有権者の自覚を新たにす、を決定した。

○選挙法改正運動協議会(日本婦人有権者同盟、全国地域婦人団体連絡協議会、日本青年団協議会等で組織)、理想選挙普及会等婦人青年団体は参議院選挙を前にし、日本青年館に選挙違反監視摘発本部を開設

した。チラシを配り苦情及び違反の情報をキャッチして警察に通告したり、立候補者の事務所に買収費の撤廃を訴えるポスターを配ったりして選挙公正の運動を展開した。(6月8日～7月3日)

○東京都議会の混乱にともない、都議会刷新の諸活動が婦人組織の間でも活発に行なわれたが主なものをあげると、

△婦人団体議会活動連絡委員会(全国地域婦人団体連絡協議会、大学婦人協会、日本婦人有権者同盟等で組織)は都議会問題についての声明と要望を都議会各党及び各政党本部幹事長・書記長などに提出した。(5月11日)

△全日本婦人連盟は都議会本部、自民党本部等に都政の正常化についての要望書を提出した。(5月20日)

△選挙法改正運動協議会(日本婦人有権者同盟、全国地域婦人団体連絡協議会、全国青年団協議会等で組織)は都議会を訪れ、都議会解散に関する要望を行なった。(6月2日)

△主婦連合会では4月27日、地方自治法に基づき東京都議会議長交際費について監査を請求したがこの請求が通り、監査を行なった東京都監査委員は主婦連に結果を報告すると同時に、知事・議会局長に勧告書を手渡した。この勧告書は交際費支払いの領収証類が焼却されていた点など四項目について議会の強い反省を求めている。(7月5日)

△日本婦人会議、婦人民主クラブ、草の実会、日本婦人教室の会、新日本婦人の会、婦人問題研究会などは7月31日地方組織(東京)と提携して「都政をよくする婦人団体連絡会」を結成した。その後この会が行なった主な活動としては、都議会運営の民主化について新都議に要望した。(7月31日)・保育所増設、水道料金値上反対等について各政党に要望した。(8月17日)・定例幹事会に新倉議会局長を招き、議会運営について見解を聞いたあと議会の民主化について要

望した。(9月6日)・都政刷新市民委員会と共催で水道問題公開討論会を開き、出席した鈴木副知事、水道局長、各政党幹事長に対し水道料金値上げ反対など水道問題に関する要望を行なった。(10月16日)などである。

△選挙法改正運動協議会に属する日本婦人有権者同盟、主婦連合会、日青協等8団体は8月12日、都議選後も都政の監視を続けようと「都政をよくする都民会議」を結成した。その後この会が行なった主な活動は、常任委員会の公開、海外旅行等の報告書の提出、都議選における公営立会演説会の条例化等に関する要望書を都議会に提出した。(8月17日)・水道問題についての講演会、研究会を開催した。(9月27日・10月21日)などである。

5. 平和問題をめぐる活動

○昭和40年における婦人組織の平和運動では、ベトナム問題をめぐる諸活動が特に注目される。主なものとしては、

△新日本婦人の会はアメリカ大使館、佐藤首相に対し、アメリカのベトナムに対する爆撃、海兵隊の上陸などに伴う戦争の拡大などに反対する旨の抗議文を提出した。(3月23日)

△日本母親大会連絡会は3月23日、首相官邸をおとすれ・日本政府はベトナム問題についてアメリカに対するいつさいの援助をやめること等の要望を行ないアメリカ大使館に対しては北爆中止、ベトナムからの撤退を申し入れた。(3月31日)

△人権を守る婦人協議会(日本婦人会議、日本女性同盟、婦人民主クラブ等で組織)は2月11日、アメリカ大使館に、ベトナム民主共和国への武力侵犯をすぐ中止すること等の申し入れを行なったほか、ベトナム侵略戦争反対、日韓会談妥結反対緊急婦人集会を開催し、講演

「アジアの危機について」(松岡洋子氏)などのあと、日本政府に対する抗議決議、ベトナム婦人に対する連帯決議などを行なった。

(4月12日)

△婦人団体議会活動連絡委員会(日本基督教婦人矯風会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟等で組織)はアメリカ大使館を通じて米大統領に対し、ベトナム戦争の即時停戦を実行するよう、また佐藤首相には、速やかに平和実現への具体的政策を示すよう、申し入れを行なった。(4月14日)

△婦人民主クラブは、アメリカの北ベトナム爆撃に対し抗議する旨の声明を発表した。(4月25日)

△日本キリスト教女子青年会では4月20日、ベトナムにおけるアメリカの北爆を停止し、平和解決を望む旨の要望書を米大統領・米国YWCA・各国YWCAに送付し、これに関連して佐藤首相に対しても要望書を提出した。(4月30日)

△婦人国際平和自由連盟は各婦人団体代表者(上代たの氏=婦人国際平和自由連盟日本支部名誉会長、市川房枝氏=日本婦人有権者同盟会長、北村孝氏=大学婦人協会会長等22名)によるベトナム停戦をアメリカ婦人に訴える署名を同連盟本部に送付した。これはオランダで開かれた同連盟創立50周年記念大会で、ベトナム問題について関心のうすいアメリカ婦人に各国の婦人団体代表やリーダーがアピールしようとしたことによるものである。(10月初旬)

6. 国際交流

○国際看護協会(ICN)の第13回大会がドイツのフランクフルトで開催され、61カ国6,000名が参加した。大会テーマは「コミュニ

ケーションとまざつ」で、日本からは日本看護協会の湯根ます氏ら28名が参加した。(6月16日~24日)

○帯刀貞代氏(新日本婦人の会)を団長とする日本婦人代表団の一行9人は、中国全国婦女連合会の招待で約1カ月間の中国視察旅行を行なった。(6月16日~7月21日)

○全日本婦人連盟は韓国婦人代表4名を招待し、政治・家庭・青少年等の問題について懇談した。代表メンバーは李光俠(民主共和党常任委員)、朴賢淑(作家)、李今燮(成均館大学女学生課長)、徐申淑(女性問題研究会幹事)。(8月6日)

○国際大学婦人協会(IFUW)の第15回総会がオーストラリアのブリスベンで開催された。テーマは「人口問題」—人口の変化とその社会的教育的関連—で、日本からは大学婦人協会の飯田順、今井富美枝氏等9名が参加した。(8月19日~26日)

○世界農村婦人会第11回会議がアイルランドのダブリンで開催され、45カ国1,600人が参加した。主題は「共同作業でよりよい生活を」で、日本からは生活改善実行グループ全国連絡研究会の斉藤ふく氏がオブザーバーとして出席した。(9月14日~24日)

○国際民主婦人連盟(WIDF)20周年記念大会がオーストラリアのザルズブルグで開催された。主な議題は△婦人の平和闘争と民族解放と平和について△社会における婦人の地位と、どうすれば婦人が母親としての義務を果たすことが出来るかなどで、日本からは婦団連の小笠原貞子、豊田さやか、米原美智子の3氏が参加し、オブザーバーとして高田琴子、藤原テツ(以上日本婦人会議)志賀多恵子(婦人問題研究会)の3氏が出席した。(10月20日~10月29日)

○ 榎田ふき氏(婦団連会長)を団長とする婦人団体代表団の一行6名は、
中国婦女連合会の招待を受け約40日間の中国視察旅行を行なった。

(11月17日～12月29日)

8. 総会・大会等

① 定期総会および定期大会

総会・大会名	開催日 開催地	内 容
第15回日本 キリスト教女 子青年会全国 総会	1・14～16 東 京	△主題 — 「ともに生きる」 — 基本的人権 の確立をめざして — △向う3カ年の運動方針 — ①青年の指導性 の開発 ②人間像の研究 ③平和への積極 的努力 — 今日までの勉強につみかさねて 憲法を生かす努力をつづける — ④相互援 助計画の推進 △会長 — 光明照子(再選) △決議 — ○ベトナム人民のたたかいを支持 し、アメリカと日本政府に抗議する決議 ○日韓会談に反対し、即時打ち切りを要求す る決議 ○憲法改悪に反対する決議 ○物 価値上げ反対決議 △代表委員 — 石井あや子、勝目テル、苅田 アサノ、榎田ふき、帯刀貞代、羽仁説子、 平塚らいてう、丸岡秀子(以上全員再選)
新日本婦人の 会第3回大会	2・21～22 東 京	△昭和40年の運動方針 — ○平和憲法を守 る運動 ○社会福祉活動を活発に行なう ○物価高のなかで家庭の主婦は生鮮食料品 および動物性タンパク質をどのように求め るか — 生産過程における流通機構の調査 研究 ○公明選挙運動
婦人問題研究 会第15回総 会	2・26 東 京	△40年度事業計画 — 39年度の事業計画 をそのまま継続し、具体的計画として ①「ホームズ奨学資金」の増資 ②留学生
大学婦人協会 第8回通常総 会	4・4 神 奈 川	

総会・大会名	開催日 開催地	内 容
全国地域婦人 団体連絡協議 会昭和40年 度年次理事会	4・28 東 京	奨学金の贈金 ③研修会の開催 ④支部の 増設を決めた。 △昭和40年度基本方針及び事業計画 基本方針 — ①婦人の意志をつよく政治に 反映させ、その浄化を図る ②物価、家庭 青少年、平和等当面する諸問題の解決に組 織をあげる。 事業計画 — ○婦人参政20周年行事 ○ 第10回全国地域婦人団体指導者研修会な ど9項目
全日本婦人連 盟第5回総会	4・30 東 京	△決議 — ○家庭の平和、社会の浄化、教育 の正常化のため各自の責任と支部活動を通 じて一層の努力をするなど3項目 △代表理事 — 中河幹子、山岸信子、相馬雪 香、吉原幹子
日本婦人会議 第3回総会	5・7 ~ 8 東 京	△昭和40年度の運動方針 — ①保育所の新增 設、児童福祉施設の拡充、妊産婦にミルク 無償給与 ②母と子を大切にする思想教育 などの活動で、社会党が提出する「母子総 合保健法」の制定をからとる全国的な運動 を起こすこと。 △議長団 — 松岡洋子、田中寿美子、高田な ほ子(以上全員留任)
昭和40年度 全国友の会大 会	5・11~14	△創立35周年を記念する講演会 △昭和40年度の活動目標 — 会員の生活を 高め、周囲への働きに役立てるよう努力す る。 △代表委員 — 羽仁恵子、植村キミ、桐淵と

総会・大会名	開催日 開催地	内 容
全国農協婦人 組織協議会第 15回通常総 会	5・19 東 京	よ、山野敏子(以上全員再選) △昭和40年度の活動目標 — 「暮らしの 協同設計」活動を中心に①農協合併の進 行にともなう組織のあり方(検討) ②中学期までの幼・少年を対象とする農 村の後継者対策 ③出かせぎ農家の子供 の実態調査を重点目標とする。 △会長 — 神野ヒサコ(再選)
日本基督教婦 人矯風会第 57回総会	5・27~28 静 岡	△協議事項 — ○青少年問題 ○地域社会 に奉仕する件(鍵つ子を守ろう) ○青 年部・少年部を各支部に設置推進する件 ○ベトナムの平和に関する件 △会頭 — 久布白落実(再選)
1965年婦 人国際平和自 由連盟日本支 部総会	6・16 東 京	△議事 — ○会頭挨拶 ○各委員会の報告 ○支部報告 ○予算、決算の報告 ○懇 談 ○役員選挙 △会長 — 菅支那(再選)
40年度主婦 連合会総会	6・30 東 京	△昭和40年度の努力目標 — ○消費者組 織倍増のために、1人で10人の会員、 1人で1組の組織を作ろう ○長年の夢 である消費生活研究所の新設に力をそそ ごう ○生産者との具体的な話し合い、 交流の場を多く作ろう ○主婦会館増築 に協力しようなど5項目 △会長 — 奥むめお(再選)
総評主婦の会 第6回定期大 会	7・8~9 神 奈 川	△40年度の活動方針 — 労働者家族の命 を守る ○内戦なしで暮らせる賃上げ ○組織の強化 ○物価の値上げと戦争反

総会・大会名	開催日 開催地	内 容
日本婦人有権者同盟第21年次総会	7・17～18 東 京	対 △会長 — 横田てい（新任） △昭和40年度の運動目標 — ○来るべき衆議院総選挙に備え、正しい選挙が行われるよう政治運動を行なうと共に、公職選挙法及び政治資金規正法の改正を検討する等、選挙と政治の肅正に努力しましょう ○憲法についての学習を支部及び一般国民にひろめ、理解を深めるとともに、改憲反対運動をすすめましょうなど6項目
昭和40年度全国漁協婦人部連絡協議会総会	10・26 東 京	△会長 — 市川房枝（再選） △40年度の事業計画 — ①各種大会の開催及び参加（第9回全国漁協婦人部大会、第8回新生活と貯蓄全国婦人大会、漁村青年婦人研究グループ全国大会など） ②各種資料の作成配付（全国の会員に対する家計簿の配付など）
日本婦人教室の会第5回総会	11・21 東 京	△会長 — 水島タミ（新任） △40年度の活動方針 — ○組織の強化 ○愛の運動 ○平和運動に積極的に立ち上がるなど5項目 △会長 — 小糸きみ子（再選）

② その他の大会・集会等

大会・集会等名 （主 催）	開催日 開催地	内 容
第10回全国農協婦人大会 （全国農協婦人組織協議会）	2・18 東 京	△分科会テーマ — ①農協婦人組織のあり方について ②農業とくらしについて ③主婦農業と健康問題について ④育児と教育について ⑤後継者問題について △申しあわせ事項 — ○農業者の老令年金制度の充実につとめましょう ○出稼ぎ農家の子供の実態を調査し、その対策を考えましょうなど11項目
第1回内職大会 （総評主婦の会・春闘共闘委員会）	2・17 東 京	△パネルディスカッションテーマ — ①どんな内職をしているのか ②なぜ内職をするのか △デモ行進および陳情 — 参加者全員が労働省までデモ行進を行ない、大巾賃上げと家内労働法制定促進を労働大臣に陳情
国際婦人デー中央集会 （国際婦人デー中央実行委員会＝総評婦人対策部、日本婦人会議等15団体が常任実行団体）	3・8 東 京	△中心スローガン — ○すべての婦人は手をつなぎ、平和と独立、完全軍縮を勝ちとろう ○すべての婦人は手をつなぎ、婦人の解放を勝ちとろう ○憲法改悪を阻止し、安保条約破棄をめざしてたたかおう △採択事項 — 「ベトナム婦人への連帯のメッセージ」「ジョンソン米大統領への抗議」「佐藤首相への24項目の要求決議」
第10回はたらく婦人の中央集会	3・21～22 東 京	△スローガン — 婦人労働者の力を労働組合に結集し婦人の働く権利を確立しよう。 △分科会活動 — ○賃金 ○合理化 ○組

大会・集会等名 (主 催)	開 催 日 開 催 地	内 容
(第10回はたらく婦人の中央集会実行委員会＝総評、中立労連などを中心に結成)		織 ○保育所 ○平和 ○特別分科会の 6分科会に分かれて研究討議 △要望、抗議等 — 労働省へ失業保険の婦人に対する不当差別反対の要望 ○厚生省へ保育所増設の要望 ○外務省へ原子力潜水艦の寄港反対などの抗議
第6回全国婦人の集い中央集会 (日本婦人教室の会、全国海友婦人会など9団体)	4・15～16 東 京	△中心テーマ — 豊かな生活、明るい政治をきずく婦人の役割 — 新しい時代の担い手として — △分科会テーマ — ①婦人の能力をのばすために ②仕事と家庭をどう両立させるか ③新しい時代における女性の生き方 ④生活と物価 ⑤教育のゆがみをあらためるために。
第10回はたらく婦人の中央集会 (第10回はたらく婦人の中央集会実行委員会＝全日自労、新日本婦人の会などを中心に結成)	4・25～26 東 京	△スローガン — ○戦争準備の「合理化」「重税・高物価」反対、生活と権利を守りすべての働く婦人は立ちあがろうなど4項目 △決議 — ○大巾賃上げ、生活を保障する全国一律最低賃金制を確立させよう ○はたらく母親のために乳幼児保育所、学校保育所をポストの数ほどつくらせようなど16項目
憲法を守る全国婦人集会 (日本婦人会議・憲法擁護国民連合)	5・8 東 京	△現状報告 — 水口宏三氏(護憲連合事務局長) △記念講演 — 「ベトナム戦争と憲法改悪」(東大教授、日高六郎氏) △決意表明 — 主婦・職場婦人・青年代表

大会・集会等名 (主 催)	開 催 日 開 催 地	内 容
第11回日本母親大会 (日本母親大会実行委員会)	8・22～23	△分科会活動 — ○幼児教育 ○PTA活動 ○部落 ○婦人労働 ○物価・税金など34の分科会に分かれて研究討議 △講演 — 「ベトナム情勢と日本の婦人の役割」(坂本徳松氏) △決議 — ○子どもと教育を守るための決議 ○平和と独立のための決議 ○生活と権利を守るための決議 ○母親運動のための決議
第13回全国地域婦人団体研究大会 (全国地域婦人団体連絡協議会)	9・30～10・1 大 阪	△テーマ — 婦人参政20年を迎えて私たちの一票はいかされてきたか。 △決議 — ①映倫の強化と地域婦人代表の参加 ②学童保育施設ならびに勤労青少年施設の拡充 ③消費者米価、国鉄等公共料金ならびに、新聞料金の値上げ反対、④消費者行政の確立 ⑤成年男女の健康診断の制度化 ⑥成人病対策としての地域検診の強化 ⑦議員ならびに各種行政ポストへの婦人の進出
第9回全国漁協婦人部大会 (全国漁協婦人部連絡協議会・全国漁業協同組合連合会)	10・27～28	△分科会テーマ — ○漁家の生活改善について ○老後の生活についてなど4項目 △大会決議 — ○明るく豊かな漁村づくりのために進んで漁業協同組合の健全な発展に寄与します ○漁村の社会開発施設の充実を要望します ○あすの漁業のない手となる漁村青少年の育成につとめます ○生活の計画化と合理化をはかるため、家計簿記帳について更に努力しま

大会・集会等名 (主 催)	開催日 開催地	内 容
第2回更生保護 婦人の集い (全国更生保護 婦人協議会)	11・9 東 京	す。 △功績のあつた会員および団体に対する感謝状の授与 — 法務大臣 △活動状況発表 — 会員代表者 △記念講演 — 「地域社会における婦人の立場について」(評論家、伊藤昇氏)
売春対策活動家 中央会議 (売春対策国民 協会)	11・18~19 東 京	△基調講演 — 「売春防止法制定10年の検討」(松原一彦氏) △討議 — 「社会浄化の対策と工夫」「純潔運動推進と純潔教育」について △討論会テーマ — 売春復活論をめぐって △申し合せ事項 — 行政機関に対し、血の通つた行政と婦人保護事業に前向きな姿勢を要求する。
第5回全国婦人 会館研究会議 (全国地域婦人 団体連絡協議会)	12・7 東 京	△テーマ — 婦人会館の当面する諸問題 △討議された主な問題 — ○婦人会館の剰余金に対する税金について ○補助金について ○婦人会館の運営について △申し合わせ — 婦人会館の問題点をまとめ強力に国へ働きかける。
第11回全国農 協婦人大会 (全国農協婦人 組織協議会)	12・15~16 東 京	△分科会テーマ — ○組織問題(主婦農家の増大に伴う若い活動家の育成についてなど17項目) ○営農・生活問題(婦人の生活環境改善についてなど15項目) ○育児・教育・後継者問題(農村のカギっ子対策についてなど13項目) ○主婦の労働・健康問題(農村婦人の健康管理についてなど8項目)

大会・集会等名 (主 催)	開催日 開催地	内 容
婦人参政20周年 記念集会 (日本婦人有権 者同盟、日本基 督教婦人矯風会 など8団体)	12・17 東 京	△「婦人参政について」政党代表による意見発表 — 自民党愛知揆一氏、社会党島上善五郎氏、民社党永末英一氏 △座談会 — ○テーマ=「婦人参政の足どり」 ○出席者=伊藤昇氏(評論家)、久布白落実氏(婦人矯風会会頭)、市川房枝氏(婦人有権者同盟会長)、山高しげり氏(全地婦連会長) △シンポジウム — 婦人参政20年の反省と将来への姿勢

附 その他のうごき

○ 3月17日	自治省が参院選挙に備え発足させた、明るく正しい選挙総参加運動推進本部の本部長に大浜英子氏が就任した。
○ 3月24日	国連経済社会理事会の婦人の地位委員会委員国に日本が当選、委員には津田塾大学学長藤田たき氏が任命された。
○ 4月29日	40年春の叙勲で中山マサ氏(元厚相)が勲1等瑞宝章、紅露みつ氏(参議院議員)が勲2等宝冠章、植村環氏(世界YWCA副会長)が勲2等瑞宝章を受賞した。
○ 5月18日 ～7月2日	スイスのジュネーブで開催されたILO第49回総会に政府代表顧問として大羽綾子労働省婦人少年局婦人労働課長が発令され出席した。
○ 5月24日	愛知県議会で全国で3番目の婦人副議長として、田中いと議員(自民)が選ばれた。
○ 9月17日	谷野せつ労働省婦人少年局長が退任し、後任の局長には同局高橋展子婦人課長が就任した。
○ 9月21日 ～12月22日	第20回国連総会の政府代表代理として、立教大学教授久保田キヌ氏が発令され第三委員会に出席した。
○ 10月15日	国民参政75周年・普通選挙40周年・婦人参政20周年記念式典において、婦人では参院議員市川房枝、主婦連会長奥むめお、日本基督教婦人矯風会会頭久布白落実の3氏が特別顕彰された。
○ 11月3日	野上彌生子氏(作家)は婦人では3番目の文化功労者として顕彰された。
○ 11月3日	40年秋の叙勲で、奥むめお氏(元参議院議員)が勲2等宝冠章、黒田チカ氏(植物色素研究)が勲3等宝冠章、杉野芳子(女子教育)、中村ハル(食生活改善)、山西登志得(女子教育)の3氏が勲3等瑞宝章を受賞した。

V 地方(県段階)のうごき

概 観

40年においては前年にひきつづき県段階における婦人の生活に関係のある行政は整備され、婦人団体等の組織活動も活発に行なわれた。

行政面では、母子保健法(40年8月成立・41年1月施行)の関連事業として低所得層の妊産婦、乳幼児に対する無償ミルクの支給が多くの県ではじめられたほか、家庭教育学級、児童相談室の増設、消費者行政の推進、いわゆるカギン子対策の推進、農村出かせぎ対策の推進などが注目される。

婦人団体の組織活動は日常の学習活動をはじめ消費問題、生活改善などのほか、地域の児童育成活動など日常生活に密着した活動が注目される。

1. 婦人に関係のある行政機関のうごき

(1) 婦人問題に関する協議会、研究会などについて

県段階の婦人に関する諸問題について懇談、研究、あるいは婦人問題についての対策を協議するための機関として協議会、研究会が10数県に設置されているが(これらの機関の設置一覧表は「1964年(昭和39年)の婦人に関する動き — 婦人関係参考資料7.1号 — 」に収録)。40年には東京都に「婦人有識者との婦人問題懇談会」が新たに設置され、都民婦人の当面する問題と都政に対する要望を把握することを目的に、知事、関係部課長、有識婦人のメンバーで年3回開催されることとなつた。なお40年は働く母の対策および年少女子の対策がとり上げられた。

(2) 婦人の地位向上関係

労働省主唱の「婦人週間」の趣旨に沿った行事が全国的に展開された。このほか、婦人参政20周年記念大会、婦人県政会議などの開催もみられる。

婦人の地位向上に関する施設として従来設置されている婦人会館は本年も若干の県で新設された。

(3) 婦人教育関係

婦人教育については、各県教育委員会が中心となつて従来から実施されている婦人学級の充実、婦人団体幹部研修、家庭教育の振興などが行なわれた。主な行事としては、婦人学級生大会、婦人団体指導者講習会、婦人国内研修旅行、婦人問題研究集会、家庭教育研究集会などがみられる。また家庭教育学級の新設もみられた。このほか、婦人教育調査として婦人学級の実態、婦人団体の実態、役員の意識と実態などの調査も行なわれた。

婦人教育について研究協議する機関としては婦人教育研究調査会、婦人学級研究協議会、家庭教育調査会などが若干の県に設置されている。

(4) 働く婦人関係

働く婦人のための主な施策として大多数の県で婦人労働講座等を開催して婦人労働者の資質向上をはかっているが、神奈川県では住込の働く婦人を対象に生活指導研究会を開設した。

中高年令婦人の職業対策としては国庫補助（労働省）による家事サービス職業訓練およびホームヘルパーの養成講習などが主要県で実施された。

既婚婦人の就業の増加にともなう対策として、留守家庭児童調査等の実施、保育所の増設・充実等もみられた。

なお、一般婦人で内職を希望する層のために各県に設置されている内職公共職業補導所（労働省補助）は40年も増設がみられた。

(5) 家庭福祉および母子保健ならびに母子福祉関係

家庭福祉に関しては、「家庭の日」設置運動が展開され、各地で設定された。また、国庫補助による家庭児童相談室の増設もみられた。

なお、東京都では子供と同居する25才～40才の母親を対象に出産、

育児・教育、職業、市民活動などの項目にわたる「母に関する調査」を実施した。

母子衛生（保健）に関する施策としては、母子の保健指導、家族計画啓蒙指導、家族の健康維持向上指導が中心となつているが、青森県では県下各地区に家庭健康大学（18才以上の婦人を対象、修了者には知事の修了証交付）を開設したほか、へき地保健対策協議会を設置した。また、東京都では母子家庭を含む低所得家庭の母親を対象に「ママの休日」を実施した。

なお、本年8月成立の母子保健法（施行は41年1月）の関連事業として予算補助が決まつた低所得層の妊産婦、乳幼児に対する無償ミルク支給は多くの県で実施がはじめられた。

昭和33年から各地に設置されている母子健康センターは本年も各地で新設、増設が目立つた。

母子福祉対策は、母子福祉資金の貸付事業を中心に行なわれているが、このほか母子福祉大会、母子家庭子女の激励などの行事をはじめ母子世帯の実態調査も行なわれた。

(6) 消費問題

39年は、県段階における消費者行政担当部課の新設が新しい傾向であつたが、さらに本年は消費問題の協議会等の新設が目立ち、消費者問題協議会、消費者保護対策協議会、消費流通対策協議会、物価問題懇談会などのほか、消費者行政連絡協議会の設置もみられた。

主な施策としては、消費者教育、苦情処理、モニターの委嘱、リーダーの養成、消費者団体の育成などがあげられるが、熊本県では婦人学級の買物研究グループ、市婦人会の消費者学級、食品試験室開設について指導を行なつた。また、兵庫県では神戸市、姫路市に生活科学センターを設立した。

(7) 農村問題

農業問題の対策は各県とも積極的に行なっているが、ここでは農村婦人に関連の深い事項についてみることにする。

農業の担い手としての婦人の資質向上のための施策として、主婦農業学校、中堅婦人研修所、農村女子青年講座等が開設された。

農家の生活改善のための施策としては、国庫補助による農山漁家近代化センターの設置や、生活改善グループの育成、生活教室の開設などのほか、農家生活技術の連絡研究委員会の設置、農家生活の実態調査などが行なわれたが、自営者養成学校、冬期（農閑期）学校などでは夫婦を単位として開講されている。

主婦の健康問題については、県の衛生大会で検討された例もみられる。なお、40年から農林省が新規事業としてはじめた農業者健康管理特別事業にともない若干の県で健康生活実態調査に着手した。また、岐阜県では国民健康保険診療所に農夫症のリハビリテーション施設の設置をみた。

農業労働力の確保、後継者対策等については、各県とも農業対策のなかで検討しているが、農家労働対策協議会や農林業後継者対策協力会議の設置のほか、農村花嫁センターの設置や居室改善資金の貸付などの具体的施策がみられる。なお、佐賀県婦人問題対策審議会では、農業後継者対策として農村青少年活動事業の促進、青少年技術研究館または青年の家を設置を要望する意見書を知事に提出した。

このほか、農村のカギツ子対策として季節保育所の増設が目立っている。

出かせぎ対策については、出かせぎ対策協議会、出かせぎ相談所等が設置され、対策の検討や調査、相談などが行なわれた。鳥取県（米子職安）では試験的に農家出かせぎ希望者の登録制を採用し、職安が登録者をあつ旋し留守家庭の主婦や関係者の好評を得た。

なお、漁家の生活改善指導も各県で行なわれた。

(8) 売春問題

売春問題に対する施策としては、要保護女子の保護更生のため婦人相談所、婦人相談員を中心に要保護女子の早期発見、指導が行なわれた。

また、全国的に実施の売春をなくす運動期間中には各県の売春対策本部を中心に各種講演会、懇談会等が実施された。なお、純潔思想普及運動や、性病予防対策として血液検査を受ける運動の実施もみられた。

2. 婦人の組織活動

(1) 新たに結成された主要な組織

40年も前年にひきつづき県段階における連合体の結成が各地でみられる。

まず全国組織の団体で県支部として結成したものでは日本婦人会議の埼玉支部、日本退職女教師会（39年11月結成）の山口支部があげられる。

また、県段階にとどまる組織としては、（財）婦人協会（静岡）、鳥取県各種婦人団体協議会などのように婦人教育・婦人の政治意識の高揚などを目的としたもの、山梨県愛育連合会のように青少年の健全育成を目的としたもの、労働組合の家族組合・主婦会としての全電通北海道地方家族組合協議会・大分県婦人同盟会議などがある。

(2) 主な組織の活動状況

地方における婦人組織は全国組織同様地域・職域等の結びつきによつて組織されているもの、特定の目的のもとに組織されているもの、その他全国組織の支部等多種多様でありその活動も様々であるが、ここでは主として県段階における主要な組織の注目される活動について簡単にまとめてみた。

1. 地方行政機関等への働きかけ

都市部の婦人組織では、水道料金等公共料金値上反対・消費者物価

安定のための公営市場の設置・し尿ゴミ処理対策等物価・環境整備問題などに関心を示し、これに関連した要望・陳情が多くみられる。たとえば東京地評主婦協議会では東京都知事に対し、水道料金値上反対の申し入れを行なった。その他東京では多くの婦人組織が都政刷新のため、全国組織の婦人団体・その他の団体と提携して要望・陳情等の活動を行なった。一方農漁村の婦人組織においては保育所・託児所設置のための申し入れ、未亡人組織を中心とした母子休養ホーム建設についての陳情・母子福祉貸付金に医療貸付制度を設けるための要望等が行なわれた。

また地方婦人組織の中央への働きかけをみると東京母の会連合会が中央青少年問題審議会長・警視総監等に対し、警視庁の摘発をうけた映画「黒い雪」の上映中止を申し入れたこと、青少年を守る母の会（大阪）が国会に対し、悪書追放・凡ての興業の深夜営業禁止についての請願書を提出したことなどがあげられる。

ロ、日常活動

△学習活動 — 幹部養成を目的とした研修会・講習会および一般婦人教育・婦人の政治意識の高揚などを目的とした憲法・政治問題・社会保障・生活問題等に関する学習会・講習会が各組織で活発に行なわれた。たとえば熊本県母親連絡協議会では教育問題・政治問題などについての学習会、岐阜県連合婦人会では県政を学ぶ婦人のつどいを開催したなどである。

△生活の合理化 — この問題は特に農漁村の婦人組織によつて活発に取り上げられ、生活設計の樹立に重点をおき、くらしの共同設計・共同炊事・共同保育等共同活動の推進、貯蓄の奨励、家計簿記帳講習会の開催、その他生活改善研究集会、食生活改善講習会の開催など生活の合理化・改善に関連した活動が農協婦人組織、生活改善グループ、漁協婦人部を中心として活発に行なわれた。

たとえば鹿児島県農協婦人組織協議会ではくらしの共同設計モデル組合をつくり、これを中心に共同活動を推進している。その他農漁村後継者づくりを目的として結婚相談・明日の農村をになう明るい女性のつどいの開催などが行なわれた。また、都市の婦人組織では生活技術向上のための研究会・講習会・生活技術工夫展等が開催された。

△消費問題 — 都市部の婦人組織、労組主婦会などを中心として物価値上りに対し、署名運動・エプロン集会など各種集会の開催等物価値上げ反対運動が活発に行なわれた。また消費者教育を目的とする研修会・講習会等の開催、物価・商品調査の実施などもみられる。たとえば埼玉県地域婦人会連合会では「消費生活の実態調査を中心とする婦人研究集会」を開催し、「かしこい消費者となるためにはどうしたらよいか」をテーマに、会員が調査した消費生活についての調査結果に基づき研究討議を行なった。

△母子福祉および母子衛生・保健 — 母子福祉大会、母子家庭を明るくする運動、母子家庭を対象とした小口資金の貸付、母子大学の開催等が未亡人組織を中心に各地で活発に行なわれた。また母親と子供教室の開催、主婦の健康を守る運動、保育所設置運動、保育所の開設などが農協婦人組織をはじめ、各組織でみられる。たとえば島根県連合婦人会では主婦の健康を守る運動を重点目標にしガンの検診車を購入することに決定、募金活動に積極的に取り組んでいる。

△青少年の健全育成 — 青少年の非行防止・健全育成が更生保護婦人会、母親クラブ（地域児童育成組織）、警察母の会等各婦人組織でとりあげられ、関係機関への要望・陳情活動、不良映画、悪書追放運動、青少年問題を中心とした各種会合の開催・実態調査の実施、純潔教育の推進、母と子のレクリエーション、明るい家庭づくり運動、カギッ子教室の開設、奨学生の推薦などの活動が行なわれた。

△その他 — 更生保護婦人組織を中心とする社会を明るくする運動へ

の協力、交通安全母の会を中心とする交通安全運動の推進などが行な
われた。このほか歳末助けあい運動・献血運動への協力、内戦問題へ
のとりくみなどがあげられる。